**遺伝子組換え食品制度改正案に対する意見**

現行の制度は、「遺伝子組換えでない」表示ばかりが目立ち、消費者に誤認を与えています。私たちは、消費者の選択に資する表示、分かりやすく正確で正しい表示を望みます。

■表示内容について

* 消費者にとって分かりにくい「遺伝子組換え不分別」の表示を廃止する。
* 遺伝子組換えのものと分けて管理していない作物」（遺伝子組換え不分別）は、遺伝子組換作物が含まれている可能性が非常に高いので「遺伝子組換え」と表示する。
* 「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組み換え作物が不検出の場合のみにする（示された｢案｣に賛成）。
* 遺伝子組換え不検出から意図せざる混入率5%までの表示は、「5%以下の遺伝子組換え原材料が混入している」旨を表示するなど、現行の「遺伝子組換えでない」表示と変わらないことを消費者に分かりやすく伝えること。

■表示の切替について

* 今回の改正案は、現行制度とほとんどかわらないのに、このように長い準備期間は不必要。
* 切替の準備期間は、2年程度で十分。

■その他の意見

* トレーサビリティ制度を充実させ、義務表示対象製品をすべての食品・飼料に拡大すること。
* 意図せざる混入率5%は高すぎる。欧州並みに下げるべき。
* ゲノム操作食品についても遺伝子組換え食品に準じた表示制度を導入すること。

以上